

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

## 『第2回 遠賀川下流部利用者会議』

～ この1年間で“140隻”あまりの不法係留船が“減少”しました ～

平成23年12月7日

国土交通省

遠賀川河川事務所

本年2月に、『遠賀川河口域利用対策協議会』の意見を踏まえ、国土交通省九州地方整備局と福岡県の連名による『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定をいたしました。

この計画に基づき、九州初となる“重点的撤去区域（遠賀川砂浜と西川高水敷）”を設定し、秩序ある河川利用に向けての対策を進めているところです。その結果、遠賀川河口域全体で、昨年度に比べ約140隻の船舶が減少したことが確認されました。

そこで、計画書が策定されてからの取り組みとその成果をご報告するとともに、さらに重点的撤去区域を拡張していくため、地域住民・水面利用者・地元関係機関などの地元の方々の意見を聞く『第2回 遠賀川下流部利用者会議』を下記の日程で開催することとしています。

つきましては、報道関係の方々にもご参加いただき、現在進めている不法係留船対策についてご理解いただくとともに、対策内容を広く地域の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

### 記

1. 日時 平成23年12月15日（木） 16:30～18:30

2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊10-7-1）

連絡先 093-201-1675（河口堰管理支所）

3. 議題 1. 「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」

と第1期重点的撤去区域の設定について

2. 不法係留船対策とその成果

3. 平成23年9月の実態調査結果

4. 次年度以降の重点的撤去区域の設定と実施する不法係留船対策について

5. その他

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所

TEL 0949-22-1830

占用調整課 課長 高橋(内線 341)

係長 松村(内線 342)

\* 会議はすべて公開となります。

～ 参 考 ～

①遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省河川局からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されています。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公告することになります。

－開催経緯－

第1回 平成22年9月16日

第2回 平成23年1月26日

第3回 平成24年2月17日（予定）

②遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置しています。

－開催経緯－

第1回 平成22年11月25日

第2回 平成23年12月15日（今回予定）

※なお、『遠賀川下流部利用者会議』は、以前、名称を『西川利用対策会議』として平成21年から開催し、地元住民や水面利用者らとの意見交換の場としてきました。平成22年に『遠賀川下流部利用者会議』が設置されたことから名称を変更しています。

－西川利用対策協議会 開催経緯－

第1回 平成21年 5月27日

第2回 平成21年 8月26日

第3回 平成21年11月13日

第4回 平成22年 3月11日

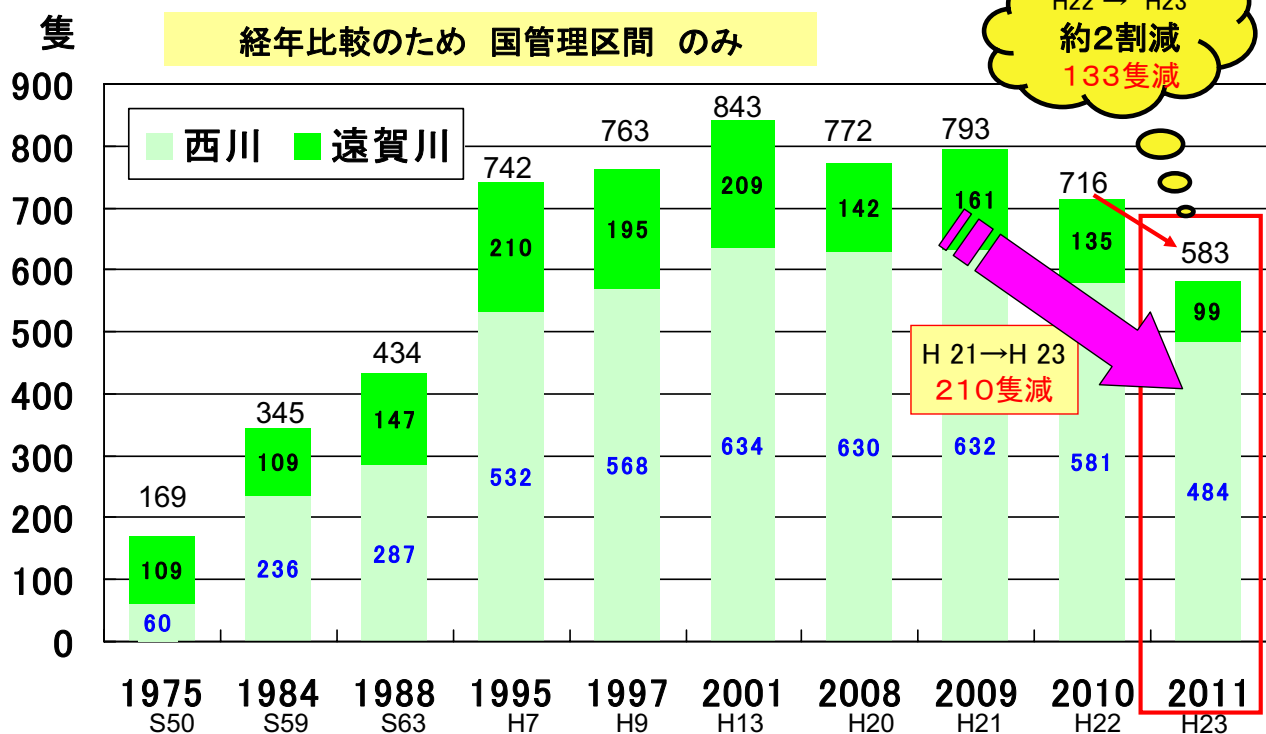
第5回 平成22年 6月23日

## 第2回 遠賀川下流部利用者会議 にむけての記者発表用資料

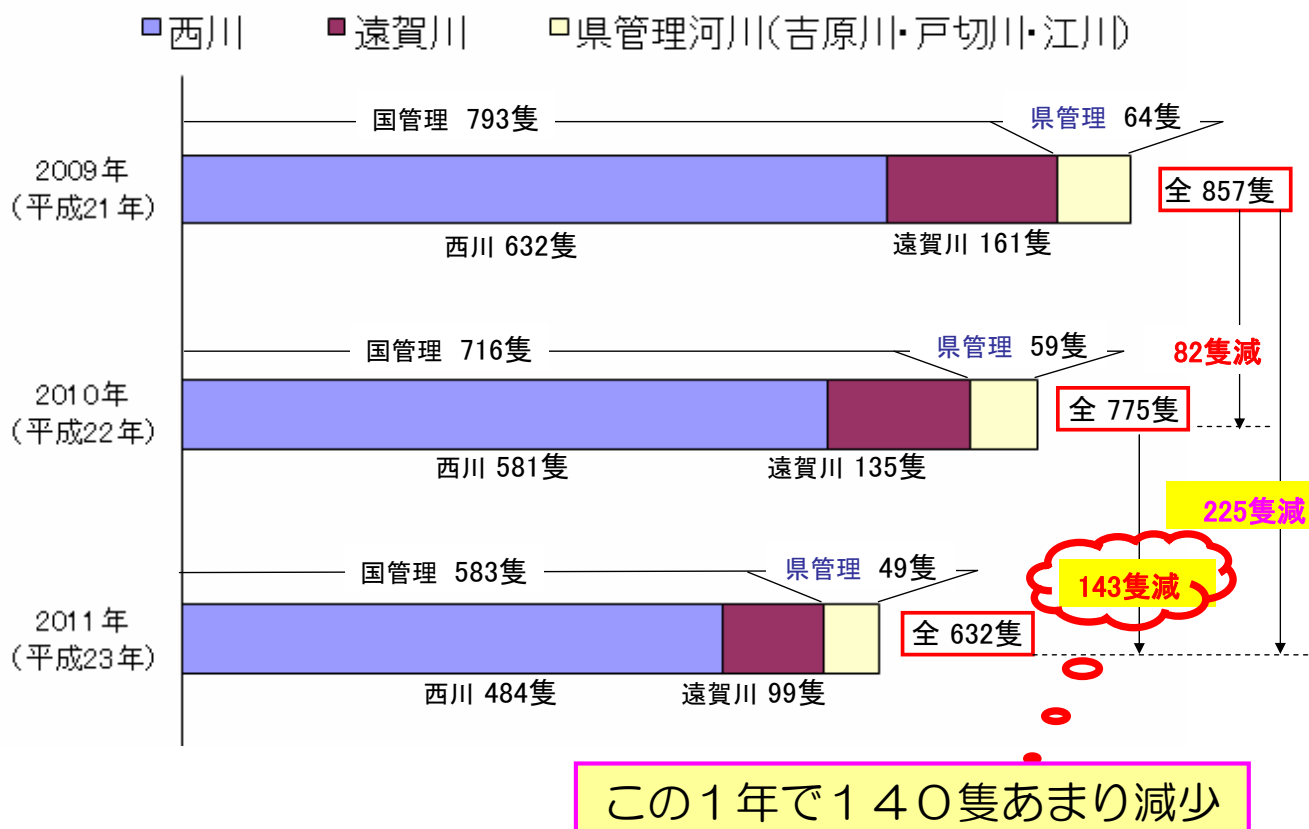
(平成23年12月15日資料の抜粋版)

### 1. 平成23年9月の実態調査結果

#### 1-1 経年変化 (国管理区間のみ)



## 1-2 3年間の比較 (遠賀川河口域全体 = 国管理 + 県管理)



### 河川別にみる3年間の比較

	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
西川	632隻(100%)	581隻(91.9%)	484隻(76.6%)
遠賀川	161隻(100%)	135隻(83.9%)	99隻(61.5%)
計(国)	793隻(100%)	716隻(90.3%)	583隻(73.5%)
吉原川	4隻(100%)	4隻(100%)	2隻(50.0%)
戸切川	7隻(100%)	7隻(100%)	3隻(42.9%)
江川	53隻(100%)	48隻(90.6%)	44隻(83.0%)
計(県)	64隻(100%)	59隻(92.2%)	49隻(76.6%)
合計	857隻(100%)	775隻(90.4%)	632隻(73.7%)

※印 %は、H21年を100%として比較

## 2. 「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」と第1期重点的撤去区域の設定について

### 2-1 遠賀川河口域における不法係留船対策の経緯

不法係留船対策に係る計画策定の経緯

第1～5回 西川利用対策会議（平成21年5月～平成22年6月）

地元住民・水面利用者・地元自治体らとの意見交換

第1回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成22年9月）

行政手続きに基づき、学識経験者、地元自治体・警察・河川管理者らで構成する協議会を設置。不法係留船対策に係る計画の策定を推進

第1回 遠賀川下流部利用者会議（平成22年11月）

「西川利用対策会議」の名称を変更し、地元関係者らとの意見交換を実施

第2回 遠賀川河口域利用対策協議会（平成23年1月）

協議会から助言を受け、2月に『遠賀川河口における不法係留船対策に係る計画書』に基づき、**第1期重点的撤去区域**の設定を国土交通省九州地方整備局・福岡県の連名で**公示**。

### 2-2 不法係留船対策に係る計画書の概要

#### 1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定。

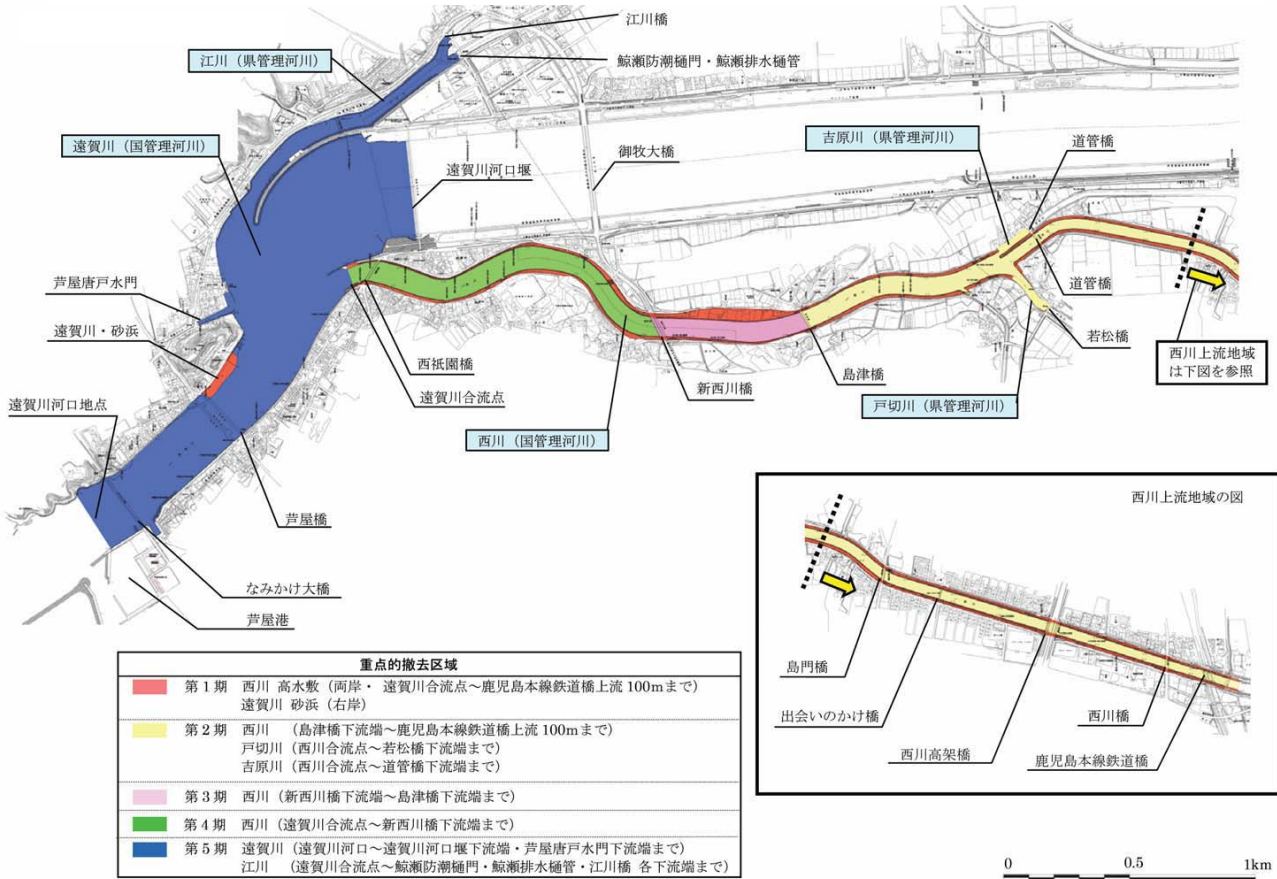
#### 2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

→福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

#### 3. 規制措置の周知

→重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置（代執行など）を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

# 『段階的に設定する重点的撤去区域』（第1期～第5期）



平成23年2月に公示された

第1期 重点的撤去区域（西川の高水敷・遠賀川河口右岸砂浜 **赤色部分**）



◇遠賀川 砂浜・右岸（河口から0.95km付近）

◇西川 高水敷・両岸（遠賀川合流点からJR鉄橋上流100mまで 約5.6km）

平成23年2月28日公示  
 ↓  
 (3ヶ月間の周知期間)  
 ↓  
 平成23年6月1日 実施  
 (規制措置の強化)

